

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条第一項及び第四条第二項の規定により、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙を平成三十一年四月七日に行う。

平成三十一年三月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明